

## 介護情報基盤の運用開始に関するお知らせ

### 【概要】

現在厚生労働省により、「介護情報基盤」の整備が進められております。令和8年4月1日から要介護（要支援）認定申請書等の様式が一部変更となり、介護情報基盤への情報共有の同意欄が追加されます。そのため、被保険者向けの説明資料を周知します。

#### 1. 介護情報基盤について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、被保険者の同意に基づいて自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧することができる仕組みです。

#### 2. 被保険者向け説明資料について

令和8年4月1日から要介護（要支援）認定申請書等の同意欄を改正し、介護情報基盤への情報共有の同意欄が追加されます。そのため、被保険者向けの説明資料として別紙「介護情報基盤の運用開始に関するご案内」を厚生労働省より提供されましたので周知します。今後、居宅介護支援事業者等が認定申請等の提出を代行する場合、説明資料をご活用ください。

#### 3. その他

本市における運用開始日は**令和9年7月1日（木）**を予定しています。厚生労働省が想定する本格運用開始日（令和10年4月1日）までには滞りなく運用開始できるよう、システム改修等の準備を進めております。